

電気工事業法及び電気工事士法の遵守徹底について（注意喚起）

令和6年2月20日

関東東北産業保安監督部東北支部

今般、宮城県内において一般住宅のリフォーム等を営む事業者が、電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「電気工事業法」という。）に基づく電気工事業の登録がなく、電気工事士法に基づく電気工事士の資格を持たない者に電気工事を行わせた事案が発生いたしました。

これらの不適切な行為はあってはならないものであり、誠に遺憾であることから、当支部としてこのリフォーム等を営む事業者に対し厳重注意を行うとともに電気工事業法及び電気工事士法を遵守するように指示を行いました。

なお、当該工事が行われた箇所の安全性については、リフォーム等を営む事業者において確認を行っているところです。

また、本件の工事を施工した者については、電気工事業法及び電気工事士法を所掌する宮城県と連携しながら厳粛に対応して参ります。

「電気工事業」を営もうとするときは、電気工事業法に基づき、都道府県知事又は経済産業大臣へ登録等が必要です。建設業法に基づく許可を受けた場合でも、「電気工事業」を営むときは、都道府県知事又は経済産業大臣へ届出等の手続きが必要です。

また、電気工事は電気工事士法に基づき電気工事士等の資格がなければ行うことができません。

このため、元請事業者が電気工事を含む工事を下請事業者に請け負わせる場合におきましても、当該下請事業者の電気工事業登録の有無等を確認するなど、適正な対応を行っていただくようお願いいたします。

<参考 経済産業省ウェブサイト>

電気工事の安全

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/koji.html

電気工事業法の申請・届出の手引き

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/tebiki_index.html

（本件に関する問合せ先）

関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課

課長：佐藤 勝俊 担当：佐藤 卓也、野地 亮平

電話 022-221-4948（直通）